

## 平成30年度「元気な南薩」応援事業 募集要項

### 1 趣旨

南薩地域において、地域貢献、地域社会づくり、地域課題の解決など地域活性化の推進のために団体等が実施する事業に対して事業費の一部補助を行います。

### 2 対象となる事業

対象事業は、以下に示す1から4までの要件いずれにも該当する事業とする。

- 1 南薩地域振興局管内（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）において実施する事業であること。
- 2 団体が地域貢献、地域社会づくり、地域の課題解決などを目指して実施し、地域活性化に資することが期待できる事業であること。
- 3 団体が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする受益者が特定される事業でないこと。
- 4 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を活かした取組が行われることが見込まれるものであること。

### 3 応募できる団体

事業主体は、集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体等の団体（これらの団体を含む各種実行委員会も対象となります。法人格の有無は問いません。）で、次の要件に該当することが必要です。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
  - イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
  - ウ 暴力団
  - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
  - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
  - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(6) 上記(5)のウからケまでに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員等

鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

ウ 法人等

法人その他の団体をいう。

エ 役員等

次に掲げる者をいう。

(ア) 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(イ) 法人格を有していない団体にあつては、代表者、理事、その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

#### 4 補助金額

1 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、原則30万円を上限とします。（千円未満切り捨て）

2 また、平成29年度と同じ事業内容で2回連続で交付対象団体になった団体の補助金額は、補助対象経費の3分の1以内とし、原則30万円を上限とします。（千円未満切り捨て）

#### 5 事業の実施期間

補助金の交付決定日（平成30年6月上旬）から平成31年3月29日までとします。

#### 6 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

○助成対象経費

項目	内容
報償費	講師等謝金，出演料，指導料等
旅費	交通費，宿泊費等
需用費	印刷費，消耗品費，食糧費，材料費等
役務費	設営費，通信運搬費（ハガキ切手等），手数料，制作費，宣伝費，保険料等，
使用料・賃借料	会場使用料，運搬車両借上料，機材借上料
委託料	舞台設置委託料，花火打上代等
賃金	アルバイト賃金等
その他	前各号に掲げるもののほか，その他南薩地域振興局長が特に必要と認める経費

※ 領収書，明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。

※ 他の事業と共通して支払いを行う経費については，使用頻度や割合に応じて按分してください。

※ 事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等団体の経常的な管理運営経費は対象となりません。

- ※ 食糧費については、内部関係者の打合せの飲食費や、交流会・懇親会費用は対象となりません。（外部講師等の弁当代、外部との打合せ茶菓子等が対象となります。）
- ※ 個人の資産形成に資するもの等、南薩地域振興局長が助成の趣旨に沿わないと判断した経費は対象となりません。

## 7 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間  
平成30年5月1日（火）～5月31日（木）（午後5時必着）
- (2) 応募方法  
次の応募書類を応募先まで、郵送又は持参してください。  
※ ファックスや電子メールでの応募は受付いたしません。  
※ 5月31日（木）午後5時を過ぎた書類は受付いたしません。
- (3) 応募書類
  - ア 「元気な南薩」応援事業企画書（別記第1号様式）
  - イ 事業企画書（別紙1）
  - ウ 収支予算書（別紙2）
  - エ 事業の実施体制（別紙3）
  - オ 団体概要（別紙4）
  - カ 添付書類
    - （ア）団体の定款・規約（A4版とします。書式は自由です。）
    - （イ）団体の役員名簿（A4版とします。書式は自由です。）（ア）から（オ）までの様式は、県のホームページに掲載していますので御利用ください。  
※ 提出していただいた書類は返却いたしませんので御了承ください。
- (4) 応募先  
南薩地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係  
〒 897-0031 南さつま市加世田東本町8番地13  
電話 0993-52-1307

## 8 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類をもとに、書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定いたします。

## 9 審査基準

審査における基準は次のとおりとします。

- (1) 目的の的確性
  - ・ 団体等が地域貢献、地域社会づくり、地域の課題解決などを目指して実施し、地域活性化に資することが期待できる事業であるか。
- (2) 事業の実現性
  - ・ 地域が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であるか。
- (3) 事業の妥当性
  - ・ 構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする受益者が特定される事業でないか。
- (4) 事業の継続性
  - ・ 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を活かした取組が行われることが見込まれるものであるか。

## 10 選考結果と補助金の交付

- (1) 選考結果  
選考結果は、応募いただいたすべての団体に対して、文書にてお知らせします。
- (2) 補助金の交付申請  
補助対象団体に選定された団体については、次の「補助金交付申請書類」を提出していただきます。  
ア 交付申請書  
イ 事業計画書  
ウ 収支予算書
- (3) 補助金の交付  
補助金は、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算いたします。  
なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象額が減少した場合は、補助金の一部を返還していただくことがありますので、御注意ください。

## 11 実績報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して20日又は平成31年3月29日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただきます。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し
- (5) 事業に関連する写真、チラシ・ポスター等の資料等

## 12 スケジュール

項目	内容
応募期間	平成30年5月1日（火）～5月31日（木）
審査・選考	平成30年5月31日（木）～
結果通知	平成30年6月11日（月）までに行う。
交付申請 交付決定	結果通知日～

## 13 その他

事業の実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料には、次の記載例を参考に当該事業の補助金の助成を受けている旨を記載してください。

（記載例）：この事業は、地域振興推進事業（「元気な南薩」応援事業）として県から助成を受けています。

## 14 問い合わせ先

南薩地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係  
〒 897-0031 南さつま市加世田東本町8番地13  
電話 0993-52-1307  
Eメール：minami-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp